

国の新たな造林制度について

森林づくり推進課

国が、平成 21 年 12 月に策定した「森林・林業再生プラン」を具体的に進めていくための一つの手段として、個々の森林施業に対して支援する今までの造林制度を抜本的に見直し、計画的に搬出間伐等を行う者を直接支援する「**森林管理・環境保全直接支払制度**」が平成 23 年度から創設された。

新たな制度

森林管理・環境保全直接支払制度

ポイント 1

集約化

- ・ 事業主体を森林経営計画(仮称)の作成者に限定
(施業地を集約化し、計画的に施業を行う者)
- ・ 間伐については、年間 5 ha 以上を集約化した施業を補助対象
(分散していても可)

ポイント 2

搬出間伐の推進

間伐の補助対象は、搬出間伐への支援に限定

- ・ 一申請当り、年間 5 ha 以上が必要
- ・ 間伐実施面積 1ha 当り 10m³ 以上の間伐材の搬出が必要
(切捨間伐も搬出間伐と一体的に実施すれば補助対象)
- ・ 必要な路網整備を併せて実施

ポイント 3

標準単価の見直し

- ・ 国が全国一律の標準工程を示し、それに基づき県が補助金算出のための標準単価を設定